

山口大学教育学部附属光義務教育学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年 (2025 年) 6 月策定

1 いじめの防止等のための基本的な事項

(基本理念)

いじめが背景とされる自殺事案の報道以降、いじめが社会問題化する中、国において「いじめ防止対策推進法」、また、山口県でも「山口県いじめ防止基本方針」が策定され、改定を経てきたところである。いじめは、児童生徒の心や体を傷つける重大な人権の侵害行為である。そうした中、すべての児童生徒が安心して生活し、互いを尊重しながら共に学び合う学習環境をつくり出していくことは、学校の責務である。

したがって本校では、すべての児童生徒がいじめを行わず、また他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、学校が、家庭、関係諸機関と密接な連携をとりながら、いじめ防止のための対策を行う。

(いじめの定義)「いじめ防止対策推進法第二条(平成 25 年 9 月 28 日)」

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「学校」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(いじめの判断)

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、いじめ問題対策委員会が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(いじめの様態)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることとする。

(いじめの禁止)

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、保護者、地域住民、その他関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、更に再発防止に努める。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止については、まずもって、日々の児童生徒とのかかわりの中で、互いに信頼できる関係を構築していくことが必要である。児童生徒たちにとって、教職員が話しやすい存在であるように努める。その上で、児童生徒同士が、互いのよさを共感的に受けとめ合う中で、今の自分のよさや不十分さに気付き、新たな自分の可能性を実現していくことを支えていく。また、道徳教育等の充実を図り、すべての児童生徒に対して「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成していく。

また、児童生徒がいじめを自分事として捉え、考え、議論することを通して、いじめに正面から向き合うことができるよう、児童生徒の主体的な活動を推進する。

(2) いじめの早期発見

- ① 教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒、保護者から相談を受けた場合、抱え込んだり、対応不要と個人で判断したりせず、他の業務に優先し、且つ、即日当該情報をいじめ問題対策委員会に報告し、早期発見に努める。
- ② 毎週1回、すべての児童生徒に対する生活アンケート調査を実施し、いじめの早期発見や悩みを気軽に相談できる体制を整える。
- ③ 平素から、教職員間での情報交換を密にし、児童生徒の様子や態度等の観察や変化の把握に努める。
- ④ 毎月1回、校内生徒指導委員会を開催し、児童生徒の様子や態度等の情報を共有

する。

- ⑤ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携して、児童生徒の様子や態度等に関する情報を共有する。
- ⑥ 随時、児童生徒や保護者がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用できるようにする。

なお、いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を越えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応を取る必要があった(ある)もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

また、「いじり」といわれる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) いじめへの早期対応

- ① いじめを発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員で情報を共有し、対応策を協議する。
- ② いじめに関する情報が確認された場合、いじめ問題対策委員会（本方針3(1)③）をすみやかに組織し、事実確認を行う。
- ③ いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童生徒に対する支援を行うとともに、いじめを行った児童生徒に対する毅然とした指導を行う。
- ④ 関係保護者といじめの事実に関する情報を共有し、いじめ防止に向けた学校の対応について意見を求めるなど、保護者との連携を重視した取り組みを行う。
- ⑤ 必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや教育学部の心理学専門家等と連携しながら対応する。
- ⑥ 重大事態と判断した場合は、大学や警察といった関係諸機関と連携して対応する。
- ⑦ 好意から行った行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合なども含め、いじめの定義に該当するものは、いじめ問題対策委員会で情報の共有を行う。

(4) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、校長が教育学部に速やかに報告する。
- ② 設置者である大学は、当該事案に対応する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、上記調査結果をもとに、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。

(5) いじめの解消

いじめが解消したとの判断は、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じて他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、山口大学教育学部又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 いじめ問題等の対策に関する重要事項

(1) 校内組織

① 生徒指導部会

生徒指導主任を中心として、生徒指導部員が児童生徒に関する平素の情報を持ち寄り、現状把握や指導に関する情報交換及び共通指導事項の立案を行う。これは、随時開催する。

② 校内生徒指導委員会（各課程）

毎月1回、児童生徒の様子や人間関係、問題行動等について情報を共有する。

③ いじめ問題対策委員会

いじめに関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学識経験を有する者、その他関係者による委員会を必要に応じて開催する。

(2) 学校評価・基本方針の周知

いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価項目への位置付け及び達成状況の評価を行う。また、評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図る。

また、学校のいじめ防止基本方針を保護者や地域住民に公開するとともに、毎年、児童生徒及び保護者への周知を行う。

(3) いじめに係る研修等の実施

すべての教職員が、「いじめ防止対策推進法」の内容を理解し、いじめ問題に対して適切に対応できるよう、校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。

(4) インターネット上のいじめの防止

ネット上に拡散した画像等の情報を消去することが極めて困難であること、いじめの被害者のみならず、家庭や地域社会に多大な被害を与えること、また、インターネット上のいじめは、刑事責任や民事責任を問われること等を理解させるよう、情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

(5) 指導上の配慮が必要な児童

発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的志向・性自認に係る児童生徒、災害により被災した児童生徒等、指導上の配慮が必要な児童生徒がかかわるいじめについては、全教職員が、それぞれの児童生徒の状況に対する正しい理解に努め、学校全体で注意深く見守り、適切な指導及び必要な支援を行う。

(6) 関係機関等

山口大学、山口大学教育学部、附属光義務教育学校運営協議会、前期・後期課程 P T A、前期・後期課程教育後援会

光市教育委員会、光市福祉保健部こども家庭課、光警察署、周南児童相談所、山口県子どもと親のサポートセンター、ふれあい教育センター 等

いじめ問題対策委員会設置要綱

山口大学教育学部附属光義務教育学校

(名称)

第1条 本会は、山口大学教育学部附属光義務教育学校いじめ問題対策委員会（略称：いじめ対策委員会）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、いじめ防止等の対策のための組織として設置し、いじめの防止等に関する具体的措置について協議するとともに、その方策を実効的に実施することを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、校長が委嘱又は任命する。

ア 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭

イ 学識経験を有する者（教育学部教員、臨床心理士、社会福祉士等）

ウ その他関係者（学校運営協議会の代表者、PTA会長、教育学部事務局職員等）

2 前項のアによる会議を基本として開催し、必要に応じて前項イ・ウに出席を依頼する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 本委員会に、以下の役員を置く。

ア 委員長（1名）

イ 副委員長（1名）

(役員の職務)

第5条 前条の役員の職務は、以下のとおりとする。

ア 委員長は、会議を主催し、会議を招集する。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在等の時はその職務を代理する。

2 委員長は、校長をもって充てる。

3 副委員長は、教頭をもって充てる。

(事務局)

第6条 本委員会の事務局は、山口大学教育学部附属光義務教育学校内に置き、教頭、教務主任、生徒指導主任がこの任にあたる。

(活動内容)

第7条 本委員会の主な活動内容は、以下のとおりとする。

ア 児童生徒の状況に関する実態把握。

イ いじめの防止等に関する意見交換、具体的対策の協議。

ウ いじめの防止等に関する具体的対策の実施。

エ その他、本委員会の目的を達成するために必要と考える活動。

(雑則)

第8条 本委員会の運営に係るその他必要事項については、委員の協議によって決定する。

附則 この規則は、「山口大学教育学部附属光義務教育学校いじめ防止基本方針」の策定日（令和7年6月1日）より施行、適用する。